I. 日本経営数学会会則

(名称)

第1条 本学会は、日本経営数学会 (Japan Society of Business Mathematics) と称する。

(目的)

第2条 本学会は、経営数学の研究と会員の交流を目的とする。

(事業)

- 第3条 本学会は次の事業を行う。
 - 1. 会員の研究発表と討議などのため、年一回大会を開催する。
 - 2. 研究会を必要に応じて開催する。
 - 3. 研究プロジェクトを必要に応じて実施する。
 - 4. 経営数学の研究に関する学会誌その他を刊行する。
 - 5. 経営数学の研究、普及に寄与するため学会賞を授与する。
 - 6. その他、本学会の目的を達成するために適当と認められる事業を行う。

(会員)

- 第4条本学会の会員は次の通りとする
 - 1. 正会員 本学会の目的に賛同して入会した個人
 - 2. 学生会員 本学会の目的に賛同して入会した大学院生
- 3. 賛助会員 本学会の主旨に賛同し、本学会を援助しようとする法人あるいは個人

(入会)

第5条 本学会に入会するためには、理事会に申し出てその承認を得なければならない。

(退会)

第6条 退会を希望する会員は、文書を持ってその旨を理事会に申し出るものとする。

(役員)

- 第7条 本学会に次の役員をおく。
 - 1. 会 長 1名 2. 理事 12名 (常任理事を含む)
 - 3. 常任理事 6名 4. 監事 2名

(任期)

第8条 役員の任期は2年とし、連続して三選は行わない。

(選出)

- 第9条 会長、理事、常任理事および監事の選出は次の定めによる。
 - 1. 会長、理事および監事は正会員の中から正会員の投票により選出する。

2. 常任理事は理事会の互選により選出する。

(会長)

第10条 会長は本学会を代表し会務を統括する。また理事会、常任理事会を召集し、その議長を務める。

第11条 会長は常任理事の中から副会長若干名を指名することができる。ただし、副会長は常任理事を兼務するものとする。

(理事)

第12条 理事は理事会を構成し、本学会の運営および事業企画を行う。

(常任理事)

第13条 常任理事は、会長を補佐し、総会、理事会が決議した事項の執行にあたる。

(監事)

第14条 監事は本学会の会計を監査する。

(幹事)

第15条 会長は幹事を若干名委嘱することができる。

(総会)

第16条 本学会は年一回正会員による総会を開催する。また会長が必要と認めた時は臨 時総会を開催する。

第17条 会長は総会において、会務、事業企画および会計を報告し、承認を得るものとする。

第18条 総会の決議は出席した正会員の過半数による。但し、会則の変更は出席した正会員の三分の二の同意を得て、これを行う。

(会計年度)

第19条 本学会の会計年度は毎年6月1日より始まり、翌年5月31日に終わる。

(名誉会長)

第20条 本学会に名誉会長をおくことができる。名誉会長は理事会の推薦にもとづき、総会の決議によって選出する。名誉会長は理事会、総会に出席して意見を述べることができる。

(名誉会員)

第21条 本学会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は理事会の推薦にもとづき、 総会で決定する。名誉会員は総会に出席して意見を述べることができる。

(会費)

第22条 本学会は正会員、学生会員および賛助会員から別に定める会費を徴収する。

(事務局)

第23条 本学会の事務局所在地は理事会の決定による。

附則 昭和53年6月17日 名称変更

昭和61年6月7日 一部改正

平成 3 年 6 月 8 日 改正施行

平成 7 年6月 9 日 第23条追加施行

平成17年6月6日 一部改正

平成17年6月 4 日 一部改正

Ⅱ. 日本経営数学会内規

- (1) 会長、理事および監事の選出に関する内規
- 1. 会長、理事および監事(以下、本内規では役員という)の選出は総会において行う。
- 2. 現会長は、現理事の中から2名の選出管理委員を指名し、総会の承認を得て、選出管理事務を依頼する。選出管理委員は、当該総会における役員選出に関する一切の管理事務を主宰し、当該総会における役員選出が終了した時点でその任を解除される。
- 3. 選出管理委員は、総会出席の正会員の人数を確認し、出席正会員に正会員全員の名簿を示し、会長、理事、監事の順に選出を行う。その際、選出管理委員も有権者である。
- 4. 会長と監事の選出に関しては単記無記名の、理事の選出に関しては6名連記無記名の 投票を行う。理事の選出の際に同一の候補者名を複数記入してはならない。
- 5. 選出管理委員は、投票結果を集計し、会長選出に関しては出席正会員の過半数を得た者を、理事選出に関しては上位12名を、監事選出に関しては上位2名を当選人と定めその氏名を総会に報告する。会長の選出に関して出席正会員の過半数の票を得た者が無い場合は、上位2位の者に対し、再度、単記無記名の投票を行い、最高得票者を当選人とする。会長選出のため再度投票を行ったとき及び理事、監事の選出の際に得票数が同一のため当選人を決定できないときは、同一得票者の中から年長順に当選人を決定する。
- 6. 同一の人を同一の役員(会長、理事あるいは監事)として連続して3回選出することはしない。
- 7. 会長が欠けたときは、次の総会で会長を選出する。選出された会長の任期は前任者の 残任期間とする。
- 8. 理事及び監事に欠員が生じ、理事会が補充の必要があると判断したときは、総会にお

いて出席正会員の単記無記名投票によって、欠員を補充する。欠員の補充のため選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 9. 役員が選出されたときには、会長はそのことを全会員に告知する。
- 10. この内規の変更は総会の議決による。
- 附則 本内規は平成5年6月1日から実施する 平成15年6月6日 変更規定10. 追加

(2) 会費納入に関する内規

- 1. 日本経営数学会会則第22条にいう会費は、この内規によるものとする。
- 2. 正会員の会費は年額7,000円、学生会員の会費は3,000円、賛助会員の会費は1口30,000円とする。
- 3. 会費は、毎年4月1日から9月30日までに本学会の定める口座に納入するものとする。
- 4. 入会を承認された会員は、その会計年度から会費を納入するものとする。
- 5. 本会の名誉会長および名誉会員は、会費の納入を要しない。
- 6. この内規の変更は総会の議決による。
- 附則 本内規は平成5年6月1日から実施する 平成15年6月6日 学生会員会費、変更規定6. 追加

(3) 入退会に関する内規

- 1. 本学会への入会の基本的要件は次の通りとする。
 - (1) 大学を卒業後2年以上研究に従事している者
 - (2) 大学院学生で、指導教員の推薦がある者
- 2. 基本的要件を満たして居る者の入会の承認は常任理事会で行うことができる。
- 3. 長期間会費を滞納し納入の督促に応じない者については、理事会に退会を申し出た者として対処する。
- 4. この内規の変更は理事会の議決による。
- 附則 本内規は平成7年6月9日から実施する。 平成15年6月6日変更規定4. 追加
 - (4) 日本経営数学会学会誌編集委員会内規
- 1. 日本経営数学会学会誌編集委員会(以下「委員会」と略称する)は、学会誌編集に関

する事項について計画・立案・実施することを目的とする。

- 2. 委員会は次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 学会誌の企画・編集に関する事項
 - (2) 学会への投稿論文に関するレフェリーの選定と依頼およびその結果に関する事項
 - (3) 学会誌の本学会会員及び必要な部所への配布と残余学会誌の保管管理に関する事項
 - (4) 本学会学会誌に関連する事項で、理事会から審議を依頼された事項
 - (5) その他、委員会の目的を達成する為に必要な事項
- 3. 委員会に委員長を置く。委員長は委員会の任務を掌握し、学会誌編集に関する一切の責任を負う。
- 4. 委員長および委員は、理事会で協議の上、会長が委嘱する。委員長および委員の任期は委嘱された年の12月から翌々年の11月までとする。委員長および委員に欠員が生じた場合は、会長が適宜任命し、その任期は前任者の任期の残余期間とする。
- 5. 学会への投稿論文に対するレフェリーは論文あたり少なくとも2名とする。2名のレフェリーは本学会会員のみならず、本学会会員以外の研究者にも依頼することができる。本学会会員以外の研究者にレフェリーを依頼する場合には、論文1編に対して5,000円を謝礼として支払うものとする。
- 6. この内規の変更は総会の議決による。

附則

- (1) 本委員会の委員長および編集委員は、当該委員が理事あるいは幹事でない限り、本学会会則第7条にいう役員ではない。
 - (2) 平成8年6月8日内規制定 平成15年6月6日一部改正 平成16年6月6日一部改正

(5) 学会賞選考委員会内規

- 1. 学会賞選考委員会(以下「委員会」と略称する)は、本学会会則第3条5経営数学の研究、普及に寄与するため学会賞を授与するための候補者の選考を行う。
- 2. 理事会は理事2名を含む5名以内の会員に委員を委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 3. 委員は学会賞受賞選考委員会を組織し、委員の互選により委員長を決める。
- 4. 委員会は毎年学会賞の受賞候補リストを作成し、総会開催前の理事会に候補リストとともに選考理由を報告する。
- 5. 理事会は委員会の提案にもとづき学会賞を決定する。
- 6. 学会賞は「日本経営数学会学会賞」と「日本経営数学会奨励賞」の2種とする。
 - (1)「日本経営数学会学会賞」は、会員の著書および論文の中から、特に優れた一連の業績に授与する。
 - (2) 「日本経営数学会奨励賞」は、将来の研究のいっそうの発展を期待させる会員の業績に授与する。
- 7. 学会賞の対象となる業績は、9 月末日を基点として、過去5年間に発表されたものとする。

- 8. 会員は自己または他の会員の業績を委員会に推薦することができる。
- 9. 学会賞の対象者について特に年齢制限をつけない。
- 10. この内規の変更は総会の議決による。

附則

- (1) 平成 1 7 年 6 月 4 日学会賞内規制定
- (2) 平成18年6月10日委員名称の変更および変更手続き、それにともなう内規名称の変更等についての改正

以上

(参考) 会報に掲載の推薦書

氏名

所 属

住 所

推薦者

日本経営数学会賞・奨励賞推薦書

平成 年 月 日 提出 氏名 被推薦者 所属 賞の種別 学会賞 • 奨励賞 主 題 (総合題目) 著 推薦論文 者 掲載誌名 (巻号頁) 推薦の理由 参考文献

印

電話、E-mail